

平成31年3月29日
九州地方整備局

◎公衆損害事故を発生させた下記業者について、6週間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：岡上建設株式会社
業者の住所：福岡県築上郡上毛町大字下唐原1345-1
2. 指名停止措置期間：平成31年3月29日 ～ 平成31年5月9日
(6週間)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、北九州国道事務所発注工事において、平成30年12月14日、構造物撤去を行うため重機仮置きヤードから施工予定箇所へバックホウを移動させる際、アームを上げた状態で移動させたことにより、架空線と接触し道路照明灯の分電盤への電力供給線を切断したものである。
また、事故発生後、発注者に対する事故報告を行わず、電力を供給する事業者から道路管理者への通報をもって当該事故が発覚するに至ったものである。

工事名：福岡3号春の町地区外改良工事
発生場所：福岡県北九州市八幡東区西本町地先
被害状況：道路照明灯6灯の分電盤への電力供給線の切断
(日没までに復旧したため点灯に影響なし)
5. 指名停止措置理由
当該業者たる岡上建設株式会社が、北九州国道事務所発注の「福岡3号春の町地区外改良工事」において、公衆損害事故を生じさせ、発注者に対する事故報告を行わなかったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）（以下「措置要領」と総称する。）の別表第1第4号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<指名停止措置要領別表第1>

措置要件	期間
4 (契約違反) 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 星原 隆（内線 2511）
(契約課直通：Tel 092-476-3509)
企画部技術管理課長 徳田 浩一郎（内線 3311）
(技術管理課直通：Tel 092-476-3546)
港湾空港関係
総務部契約管理官 田中 浩紀（内線 290）
(経理調達課直通：Tel 092-418-3345)